

## 消費者法制に関する経団連の基本的な考え方

2014年1月28日

経団連 経済基盤本部

## 1. 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」について

- ・ 悪質事業者などによって少額の損害を被った多数の消費者に対して、迅速な救済を行うことは経済界としても重要と考えている。本法律についても、二段階型の制度・請求の範囲・訴え提起の主体の限定など一定の工夫が見られる。
- ・ もっとも、事業者が自主的な対応をして救済が進んでいる場合や実際には相当多数の消費者が本制度による救済を求めている場合であっても訴えが提起されることにつながるのではないかと懸念している。
- ・ 本制度で重要な役割を果たす「特定適格消費者団体」に対する監督指針において、自主的な対応で救済が進んでいる場合に訴えを提起出来ないようにすることや、法第75条2項の「不当な目的でみだりに」被害回復関係業務をしてはならないことを具体的に定め、厳格な監督を及ぼすべき。

## 2. 景品表示法の見直しについて

- ・ 一連の誤表示事件を踏まえて消費者の信頼を得るための取り組みが喫緊の課題となっていることは理解。
- ・ 表示は、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害しない範囲において、各企業がそれぞれの商品・サービスに適した形態を工夫出来ることが大事。すでに業界団体が自主的に整備をしている公正競争規約やガイドラ

イン等に基づく取り組みを尊重する必要。

- ・ まずは現行景表法の周知徹底が優先されるべき。その上で、課徴金制度を導入すべきかについては、その適用対象をどこまでにすべきか、違反行為の防止という行政目的を踏まえた検討が必要。

### 3. 消費者契約法の見直しについて

- ・ 消費者契約法の違反行為を繰り返す悪質な事業者の問題行為に対して厳格に対処をしていくことにより、消費者が安心して取引を行うことができる健全な市場を作ることは重要である。
- ・ そのためインターネット取引の発達など消費者契約法制定以来の社会状況の変化を踏まえた見直しの検討をすることは理解。
- ・ ただし、消費者契約法の見直しが実務に与える影響は大きい。まずは現行法の周知徹底で解決できるかどうかを見極めた上で、現行法にルールとしての不備があるのであれば見直しに着手することも考えられる。その際、消費者安全法、割賦販売法、特商法や各種業法といった他の法令との関係も整理すべき。

以 上